

令和6年6月期福岡家庭裁判所委員会結果要旨

1 開催日時

令和6年6月24日（月）午後1時30分

2 場 所

福岡家庭裁判所1201号会議室

3 出席委員

相原わかば委員、阿閉正則委員、池田耕一郎委員、岩田光生委員、高岡重行委員、高見真智子委員、等々力伸司委員、永井尚子委員、中尾英明委員、中村健一委員、中村秀郷委員、原口智吉委員、村方和樹委員、山下亜紀子委員、横内法子委員（五十音順）

4 事務担当者

上野尚久家事首席書記官、有徳克彦次席書記官、神田めぐみ主任書記官、木村直樹首席家庭裁判所調査官、横溝良幸次席家庭裁判所調査官、有馬一博少年首席書記官、市村康幸次席書記官、丸尾孝之事務局長、松尾知己事務局次長、若松毅樹総務課長、安永明美人事企画官

5 テーマ

「家事調停手続におけるウェブ会議の利用について」

6 議事概要

- (1) 開会
- (2) 委員長互選
- (3) 永井委員長挨拶
- (4) 新任委員自己紹介
- (5) 家事調停手続におけるウェブ会議の利用に関する概要説明
- (6) 意見交換
- (7) 次回テーマ

「裁判所の採用広報について（仮）」

(8) 次回期日

令和6年12月16日（月）午後1時30分

7 意見交換結果（要旨）

（以下、発言者は、◎委員長、○委員、◇事務担当で略称する。）

- 家事調停手続においてウェブ会議を利用するにあたりアプリのインストールを要するとの説明があったが、ブラウザで利用できるのであれば、インストールは不要ではないか。インストールを要するとなると利用を躊躇う方もいるのではないか。
- ◇ パソコンで参加いただく場合はブラウザで利用することを最高裁も案内しており、最高裁のホームページには、Windows と Mac のそれぞれの利用方法を案内している。当事者がスマートフォンを使用する場合、ブラウザでも利用できるのかもしれないが、最高裁が全国的に周知しているマニュアルでは、iPhone と Android 用のアプリのいずれかをインストールするよう説明されている。御指摘のとおり、インストールするにはダウンロードするための通信料もかかるため躊躇する方がいるかもしれないが、最高裁のマニュアルでは最新版のアプリをインストールするよう案内しており、それによって動作が安定することもあるようなので、御協力をお願いしている。
- 画面共有機能を利用して論点などの主張が記載された Word や PowerPoint 等のデータを閲覧しながら、ウェブ調停を行うことはあるか。
- ◇ 私自身の経験としては、調停の場面で主張が記載された Word 等を画面共有したことはあまりないが、例えば、調停の最後に調停条項をまとめる場面で、認識に齟齬がないよう画面共有機能を利用して確認したり、議論することは有益と思われる。今後活用を検討したい。

- 最初から最後まで裁判所に出向くことなく調停手続をウェブのみで終了させることはできるか。
- ◇ 例えば、経済事案であれば、すべてウェブで手続を終えることも可能だが、離婚の事案であれば、最後に本人に一度出頭していただき、意思を確認する必要がある。もっとも、本人に出頭いただくことが難しい場合には、家事事件手続法で定められている調停に代わる審判という制度を利用して、手続を終えるケースも多い。この制度を利用する場合は、事前に合意した内容を審判書に記載し、双方に郵送した後、一定期間内に異議がなければ確定するため、一度も裁判所に出頭する必要がない。
- ◎ この点については、改正法が施行されれば、ウェブで意思確認をして調停離婚することも可能になるが、施行日が決まっていないため、それまでの間は、調停に代わる審判という制度を活用していくことになる。
- ウェブ調停の割合は13パーセント前後であり、件数は増加しているとのことであるが、割合も増加傾向にあるのか。
- ◇ 統計をとっているものではないが、感覚としては、ウェブ調停の割合も増加している。
- ◎ 当初はウェブで調停できることが知られていない状況やインストールすることのハードルもあってか、利用が進まない時期もあったが、本庁では随分定着してきたように感じる。今年の5月から7月にかけて順次、支部や出張所でもウェブ調停が可能になったため、支部や出張所ではこれから増加していくものと思われる。
- 録音・録画やなりすましが発覚した場合の対応はどのようになるのか。また、録音・録画がSNS等で外部に流出した場合の対応はどうか。

- ◇ ウェブ調停に限らないが、録音・録画やなりすましが発覚した場合、調停委員が覚知した時点でやめるよう注意した上、裁判官と対応を協議する。録音・録画が確認できた場合には、データの削除を依頼し、今後、録音・録画しないことを約束していただく。なりすましに至っては、当事者が参加していないことになるので、裁判官とその後の進行をどうするか協議するが、当然そのまま期日を進めることはできない。SNS上にアップされていることが判明した場合には、裁判官、調停委員と対応を協議するが、事務局にも情報を共有した上で、組織的な対応をすることになると思われる。いずれについても罰則が定められているものではない。
- ◇ 録音・録画が判明した場合、その方についてはその後ウェブでの参加を認めないことになると思われる。
- 録音・録画やなりすましは弁護士が手続代理人として関わることで防げる場合が多いように思うが、ウェブ調停において当事者だけの場合と手続代理人が関与している場合の割合を教えてください。
- ◇ 統計をとっているものではないが、代理人が関与している割合が圧倒的に多い。感覚としては、当事者本人のみの場合が1、代理人が関与している場合が9といった感覚である。代理人が関与する場合、当事者本人は代理人の事務所から代理人と一緒に参加することが多い。
- ◇ 御指摘のとおり、代理人が関与する場合、録音・録画やなりすましは防げられると思われる。一方、当事者本人のみでウェブ調停を行う場合には、一度は裁判所に来ていただいて調停委員が実際にお話しし、遵守事項を守れるか確認するなど、慎重な運用をしている。
- 当事者本人のみでウェブ調停を行う場合、遠方だからやむを得ないということで認められるのか、そうでない場合もあるのか、実態を教えてください。

- ◇ 遠方を理由とする場合もあるが、DV被害を受けていて他方当事者と会うことができない場合や、介護や育児の関係でどうしても家を空けられないといった理由でウェブ調停とすることもある。当事者本人の場合、最初からウェブ調停の手続を知っている方は多くないので、そうした御相談を受けたときに、ウェブ調停を活用することも多い。
- 冒頭の説明でウェブ会議の特色やメリット、デメリットを御説明いただき、電話会議での調停に比べると表情やしぐさなどが分かるといったメリットを挙げられているが、対面での調停と比較したときに、調停委員はどのように感じておられるのか実態を教えてください。
- ◇ 電話の場合、黙っているときに納得しているのか疑問に思われているのか分からないところ、ウェブの場合、画面で相手の表情や頷いているしぐさなども分かるため、電話と比べるとウェブの方が相当やりやすいのは間違いない。一方、調停委員から、ウェブと対面とを比べるとどうしても差が出てしまうという話を聞くこともある。しかし、ウェブ調停はDV被害を受けている方や育児、介護の事情を抱えている方が当事者の場合にも利用されており、そうした場面でウェブを活用していくことは調停委員も前向きに捉えていると感じている。
- 調停委員からすると、電話より良いけれども、対面に比べるとやはり劣るところはある。昔に比べると画像も良いため表情も良く分かるが、黙っているときに、対面であれば雰囲気でも納得しているのかそうでないのか分かるが、画面だと顔を見ても分からないことがある。また、当事者本人が自宅からウェブで参加する場合、最初にカメラで周囲を確認させてもらうものの、途中で誰かいるのではないかと感じることはないではない。裁判所や代理人の事務所から参加する場合は信頼できるが、自宅の場合はそういった不安がある。
- ◎ 先ほど説明があったとおり、冒頭に遵守事項を守れるか確認してい

るが、一度ウェブで調停をしたからといって最後までウェブだけで調停するというわけでもない。調停の局面も考慮して、最後の説得の場面では皆で集まってくださいとお願いすることもあり、対面とウェブとを使い分けながら進行している。

○ ウェブ調停のデメリットにどうしても目が向いてしまう。調停の過程であれば中止するといった対応も可能だが、調停が成立した後に、録音・録画の外部への情報流出、第三者の在席又はなりすましが判明した場合、どのような影響が生じるか。また、ウェブ調停のデモンストレーションでは360度横方向にカメラを向けて周囲の確認をされていたが、足元や頭上など上下も確認した方が良いのではないか。

◇ 周囲の確認については、先ほど指摘のあったとおり、調停委員も不安に思う者が多いようで、誰かいるのではないかと感じたら、もう一度周囲を確認させてくださいとお願いするなど、慎重に確認しているところである。事後的になりすましが判明した場合、本人が調停していないので、調停の効力はないということになると思われる。事後的に録音・録画や外部への流出が判明した場合、そのこと自体をもって直ちに調停の効力に影響が生じるかという点、難しいように思われる。

◎ なりすまし自体はウェブ調停でなくとも起こり得るところ、例えば離婚調停でなりすましていた場合、戸籍を偽造することに繋がるものであり、犯罪となり得る。調停期日に本人が参加していないことから調停自体は無効になるが、犯罪という点でも責任を追及していくことになると思われる。

○ DV事案で当事者本人が自宅からウェブで調停に参加する場合、自宅の場所が分からないようにしたり、相手方と顔を合わさないようにしていると思うが、そういったDV事案の工夫について教えていただきたい。また、子の福祉のために、子に調停を聞かせないといった配慮

をされていると思うが、子どもの決定権との関係をどのように考えているのかお尋ねしたい。

- ◇ DV等で反対当事者の顔を見たくない、声を聞きたくないといった要望があれば、裁判所、申立人及び相手方の三者を同時に接続することは避け、調停成立の場面でも、裁判所と申立人、裁判所と相手方の二者間で接続してそれぞれ確認し、調停を成立させるなど、心情に配慮した取扱いをしている。また、住所を知られると困る場合には、秘匿や非開示の手続きを採ってもらうことで、反対当事者に住所が知られないようにしている。
- ◇ 調停における子どもの位置づけについては、例えば離婚調停で親が本音を吐露する中で、それを子どもに聞かせるのは必ずしも相当でないことから、子どもの心情に配慮した運用を行っている。一方で、親権者や監護者を決めたり、面会交流の在り方を決める場面では、子どもの気持ちが大事になってくるので、家庭裁判所調査官が子の意向をと確認しているところである。
- ◇ 子どもの意向については、調停とは別の調査期日で家庭裁判所調査官が丁寧に確認している。
- なりすまし防止について、本人確認資料は必ず写真付きの資料でなければならないなど、本人確認に関するルールはあるか。なりすましをする方は、事前に住所、氏名等の基本的な情報を把握してくるため、それ以外の本人でなければ分からない事項を確認するのが有効と考える。不動産取引の場面では、なりすましがそれなりにあるところ、必ずしも写真付きの本人確認資料が万全というわけではない。取引の相手方に本人確認してもらうことも有効な手立てとなるが、調停手続において、本人確認を相手方にしてもらうことは可能か。
- ◇ 本人確認に関する明確なルールはなく、原則として写真付きの本人

確認資料をお願いしているが、それが無い場合に一切調停に参加させないかという点、そうとは限らない。裁判所に来庁された方に対しては、事前に住所宛てに送付した調停期日の通知書を持参しているか確認することもある。

- 写真付きの本人確認資料を確認しても、髪型が違ったりすると、見た目が随分異なることもあり、難しい場面もある。司法書士が原本ではなくコピーで本人確認をした結果、懲戒になった事案があり、必ず原本で確認することも大事だと思う。
- ◎ 戸籍が提出されている事案では、親族関係などを確認して、本人確認する方法もある。
- なりすましの防止は重要であるが、家事調停の場合は、長時間のやりとりが、1回では終わらず、2回、3回と続き、本人でなければ綻びが出てくるので、実際になりすますのは難しいように思う。
- ビジネスの世界ではウェブ会議を利用する機会が広まっているし、コロナの影響もあり、今は学校でも利用する機会が多い。今後、ウェブ会議を利用した手続のニーズは更に高まっていくだろう。ウェブ会議を利用することのリスクに対して、今は、この方なら大丈夫と肌感覚的な知見で個別に判断しているのではないかと思うが、今後は、どのような要件を満たせば利用できるか、分かりやすいガイドラインがあれば、利用しやすくなり、利用者の選択肢が広がると思う。また、個人的には、調停に関わる職員の働き方改革にも繋がれば良いと感じている。ウェブ会議を利用すると、当事者の利便性だけでなく、職員の利便性も高まるのではないか。私自身 Webex 等のツールを利用することがあるが、重要な会議では可視化することが大事になる。進化したツールを実際に使ってみて、思ったよりも短い時間で合意形成できることを体感している。リスクに対する対処はしつつも、最新のデジタルツ

ールを活用して納得性の高い手続にしていくことは非常に有意義だと思う。

○ ウェブ会議は便利なツールではあるものの、何に利用するかは慎重に選んだ方が良いでしょう。調停にはドライなものからデリケートなものまで様々あると思うが、ウェブ会議は、電話より伝わりやすいけれども、対面よりは伝わりにくい、話しにくいといった性質がある。できれば、利用者に対して、「裁判所まで行く必要がなく便利だった。」「言いたいことが言えなかった。」など、ウェブ調停の良かった点から悪かった点まで選択肢を示して、アンケートを取るなどし、当事者の声を拾っていただきたい。

○ 代理人として週に一、二回はウェブ調停を利用しているが、依頼者がDV等で遠方に避難している際に、依頼者と代理人と裁判所とをそれぞれ別の場所で一緒にウェブで繋いでいただけるのは非常にありがたい。これまでの電話会議では、代理人と裁判所が会話をし、裁判所が当事者を切り替えて相手方当事者と会話をしている間に、依頼人に電話をし、協議するといったことをしていたが、依頼人と代理人とを一緒に繋いでいただくことで、調停委員にも代理人だけが言っているわけではないということを理解していただける。依頼者の中には、相手方が調停委員と対面で会話をしているのに、自分だけウェブで会話することになると不利に扱われるのではないかと心配される方もいて、不利に扱われることはないと説明はするものの、そのような場合は、対面で参加するようにしている。また、冒頭の説明で「ロビー待機」の操作方法について説明いただいたが、これまで「ロビー待機」を利用していなかったときは、一回交替するごとに、電話がかかってきて、パスワードを入力して、再度ログインするといった操作で数分無駄にしていたが、「ロビー待機」を活用いただくようになって、その無駄がなく

なり、対面での調停の際に当事者が部屋を入れ替わる時間と比較しても、当事者の入れ替えが短時間で済み、実質的に協議する時間が増えたように感じる。なお、これまでの対面での調停とウェブ調停とを比較したときに、対面の場合はホワイトボードに調停の経過を記載し、確認していたが、ウェブではそのような取扱いがなくなったので、チャットやその他のツールを利用して、調停の経過を視覚化できると便利ではないか。

- 矯正施設では、コロナを機会に収容者のウェブ面接の導入を検討してきた。これまでに議論されてきたようリスクの問題もあるので、現在は、出所後の就労に向けた受刑者と雇用主との採用面接や、受刑者と福祉施設の職員との面接の際に Teams を利用したウェブ面接を行っている。就労先や福祉施設が決まるメリットもあるが、人となりやウェブ面接では分かりづらいといったデメリットもあるため、両者のバランスを取りながら活用している。利用者目線でウェブやデジタルでの手続を拡大しようとする際には、デメリットやリスクとのバランスを考慮することが大事だと思う。
- ウェブ調停に参加するにあたり、海外から参加することは可能なのか。
- ◎ 司法権の及ぶ範囲の問題があり、海外からの参加は予定していない。
- 画面共有機能を利用して、裁判所と当事者との間で認識を共有することは、今はまだ取り組まれていないという理解で良いか。
- ◇ 最初に調停手続を説明する際に、画面に説明文を映して説明するといったことは、既に取り組んでいる。
- いくつか提案をさせていただきたい。1つ目だが、Webex やウェブ調停のマニュアルは、画像や動画付きのものをホームページにアップするとイメージが持ちやすく便利ではないか。2つ目に、利用者からア

アンケートを取るにあたっては、A4紙1枚で、例えば、便利だと思うかとの問いに対して、選択肢を「そう思う」、「ややそう思う」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」といった4択程度の問題にし、自由記載欄を設けると答えやすいと思う。アンケートはQRコードを活用すると便利である。3つ目は調停委員の先生に負担になるかもしれないが、画面上にWordやPowerPointを表示して、どんどん打ち込んでいくと合意形成が図りやすくなるのではないか。最後に、ロビー待機などの機器操作については内部研修を充実させると良いと思う。

- ◇ 現在最高裁がアップしているWebexのマニュアルに動画はないが、画像やアイコンを用いて説明がされており、分かりやすいものになっていると思われる。
- 弁護士会でウェブ調停についてアンケートをとった際に、財産分与の婚姻関係財産一覧表を示しながら協議するのが建設的ではないかという意見があった。争点整理についても画面で視覚的に共有できると便利だと思う。1回あたりの期日が短時間で、書面で主張と立証を相互に繰り広げていく一般民事とは異なり、調停は、空気感を共有し、機微を感じながら、感情に働きかける必要があることから、その意味では対面の方が望ましいと思う。他方で、これまで対面だと育児や介護、DV等様々な事情で調停に踏み出せなかった方々が、ウェブを活用することで、調停を利用した解決に繋がるのであれば、非常に大きいことだと感じる。調停における調停委員の負担は大きく、ウェブでの説得は特に難しいと思う。例えば、本日話があったように、本人確認に不安があり、再度身分証明書を確認する場面では、なぜ怪しむのかと詰め寄られることもあるのではないか。音声流出の危険性は、法律相談の際に弁護士も意識するところであり、調停にあたっては、仮に流出したときのことを考えながら説明するといった心積もりも必要だと思う。

う。

- 少年事件におけるウェブ会議の利用状況について参考までに御紹介させていただきます。少年事件では、5月から家庭裁判所調査官がウェブによる調査を始めたところであり、少年鑑別所の技官や付添人弁護士との調査にウェブ会議を利用している。少年自身や保護者に対する調査についても大規模庁で試行している状況であり、試行状況を踏まえていずれ全国的に展開される予定である。

以 上